改正案	現行
別紙様式第1号の2(第 17 条の7関係)	別紙様式第1号の2(第 17 条の7関係)
(日本工業規格A4)	(日本工業規格A4)
監 査 役 監 査 報 告 書	監 査 役 監 査 報 告 書
年 月 日	年 月 日
保険株式会社	保険株式会社
監査役(常勤) 氏名 印	監査役(常勤) 氏 名 印
(自 署)	(自 署)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 計算関係書類の監査	1 計算関係書類の監査
次に掲げる事項を記載すること。	次に掲げる事項を記載すること。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会社	(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会
計算規則 <u>第 130 条第3項</u> に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)	計算規則第 158条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)
(3)~ (5) (略)	(3) \sim (5) (略)
2 事業報告等の監査	2 事業報告等の監査
次に掲げる事項を記載すること。	次に掲げる事項を記載すること。
(1)~ (5) (略)	(1) \sim (5) (略)
(6) 会社法施行規則 <u>第 118 条第3号</u> に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該	(6) 会社法施行規則 <u>第 127 条</u> に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項に
事項についての意見	ついての意見

改 正 案

別紙様式第1号の3 (第17条の7関係)

(日本工業規格A4)

監查役会監查報告書

年 月 |

印

保険株式会社 監査役会

監査役(常勤) 氏 名

(自署)

監査役 氏 名

(自署)

(記載上の注意)

1 計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

- (1) (略)
- (2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会社計算規則<u>第130条第3項</u>に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)(3)~(5) (略)
- 2 事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容と当該事項に係る当該監査役の監査役監査報告の内容が異なる場合には、当該事項に係る監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 会社法施行規則<u>第 118 条第3号</u>に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該 事項についての意見

(日本工業規格A4)

印

監査役会監査報告書

玥

年 月 日

保険株式会社 監査役会 監査役(常勤) 氏 名 印

(自 署)

監査役 氏 名

行

(自署)

(記載上の注意)

1 計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監 査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

- (1) (略)
- (2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会社計算規則<u>第 158 条第 3 項</u>に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨) (3)~(5) (略)
- 2 事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容と当該事項に係る当該監査役の監査役監査報告の内容が異なる場合には、当該事項に係る監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

 $(1)\sim(5)$ (略)

監查委員会監查報告書

年 月

日

印

(日本工業規格A4)

保険株式会社 監査委員会 監査委員 氏 名

(自署)

(記載上の注意)

1 計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

- (1) (略)
- (2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会社計算規則第130条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)
- (3)~(5) (略)
- 2 事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員 の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

(1)~(5) (略)

(6) 会社法施行規則<u>第 118 条第3号</u>に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該 事項についての意見

別紙様式第1号の4 (第17条の7関係)

(日本工業規格A4)

監查委員会監查報告書

玥

年 月

日

印

保険株式会社 監査委員会 監査委員 氏 名

行

(自 署)

(記載上の注意)

1 計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

- (1) (略)
- (2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会社計算規則第158条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)
- $(3)\sim(5)$ (略)
- 2 事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

(1)~(5) (略)

作队等分方分夫员(A 凡人名 JA唐子(B) Jan)	
改 正 案	現 行
別紙様式第1号の6 (第17条の7関係)	別紙様式第1号の6(第 17 条の7関係)
(日本工業規格A4)	(日本工業規格A4)
監査役監査報告書	監査役監査報告書 年月日
少額短期保険株式会社	少額短期保険株式会社
監査役(常勤) 氏 名 印	監査役(常勤) 氏 名 印
(自 署)	(自 署)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 計算関係書類の監査	1 計算関係書類の監査
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
(3) 会計監査人設置会社における監査	(3) 会計監査人設置会社における監査
次に掲げる事項を記載すること。	次に掲げる事項を記載すること。
(略)	(略)
会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会	会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会
社計算規則第 130条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)	社計算規則第158条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)
③~⑤ (略)	③~⑤ (略)
2 事業報告等の監査	2 事業報告等の監査
次に掲げる事項を記載すること。	次に掲げる事項を記載すること。
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
(6) 会社法施行規則 <u>第 118 条第3号</u> に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該	(6) 会社法施行規則 <u>第 127条</u> に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項に
事項についての意見	ついての意見

別紙様式第1号の7 (第17条の7関係)

(日本工業規格A4)

監查役会監查報告書

年 月 日

少額短期保険株式会社 監査役会

 監査役(常勤)
 氏名

 監査役
 氏名

 (自署)

(記載上の注意)

1 計算関係書類の監査

(1) • (2) (略)

(3) 会計監査人設置会社における監査

次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該 事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査 役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

(略

会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会社計算規則<u>第130条第3項</u>に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)

③ \sim ⑤ (略)

2 事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容と当該事項に係る当該監査役の監査役監査報告の内容が異なる場合には、当該事項に係る監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 会社法施行規則<u>第 118 条第3号</u>に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該 事項についての意見

別紙様式第1号の7(第 **17** 条の7関係)

(日本工業規格A4)

 \exists

囙

印

月

年

監査役会監査報告書

玥

少額短期保険株式会社 監査役会

行

監査役(常勤) 氏 名

監査役 氏 名

(自署)

(記載上の注意)

1 計算関係書類の監査

(1) • (2) (略)

(3) 会計監査人設置会社における監査

次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該 事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査 役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

(略

会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会社計算規則<u>第158条第3項</u>に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)

~ (略)

2 事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容と当該事項に係る当該監査役の監査役監査報告の内容が異なる場合には、当該事項に係る監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。

 $(1)\sim(5)$ (略)

改正案

別紙様式第1号の8 (第17条の7関係)

(日本工業規格A4)

監查委員会監查報告書

年 月 日

印

少額短期保険株式会社 監査委員会

監査委員 氏 名

(自署)

(記載上の注意)

1 計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

- (1) (略)
- (2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会社計算規則第130条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)
- $(3)\sim(5)$ (略)
- 2 事業報告の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員 の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

(1)~(5) (略)

(6) 会社法施行規則<u>第 118 条第3号</u>に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該 事項についての意見

別紙様式第1号の8 (第17条の7関係)

(日本工業規格A4)

監查委員会監查報告書

玥

年 月 日

印

少額短期保険株式会社 監査委員会

監査委員 氏 名

(自 署)

行

(記載上の注意)

1 計算関係書類の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

- (1) (略)
- (2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会社計算規則第158条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)
- $(3)\sim(5)$ (略)
- 2 事業報告の監査

次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

(1)~(5) (略)

案 改 正

別紙様式第4号(第15条の2関係)

(日本工業規格A4)

株主総会参考書類

- 1 議案
- (1) 会社の提案に係るもの
- (2) 株主の提案に係るもの
- 2 議案につき会社法第384条又は第389条第3項の規定により株主総会に報告すべき調査の結 果があるときは、その結果の概要
- 3 その他株主の議決権の行使について参考となると認める事項

(記載上の注意)

1 役員の選任に関する議案

(1)~(3) (略)

(4) 会計監査人の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。

① \sim ⑥ (略)

株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該株式会社の親会社(会社法第 2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。) 若しくは当該親会社(当該株式会社に親会 社がない場合にあっては、当該株式会社)の子会社(当該株式会社を除く。)若しくは関連会 社(会社計算規則第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。)(当該親会社 が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。) から多額の金銭 その他の財産上の利益(これらの者から受ける会計監査人(会社法以外の法令の規定による これに相当するものを含む。)としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務 の対価を除く。) を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容

 $2 \sim 7$ (略)

別紙様式第4号(第15条の2関係)

(日本工業規格A4)

株主総会参考書類

現

- 1 議案
- (1) 会社の提案に係るもの
- (2) 株主の提案に係るもの
- 2 議案につき会社法第384条又は第389条第3項の規定により株主総会に報告すべき調査の結 果があるときは、その結果の概要

行

3 その他株主の議決権の行使について参考となると認める事項

(記載上の注意)

1 役員の選任に関する議案

(1)~(3) (略)

(4) 会計監査人の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。

①~⑥ (略)

株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該株式会社の親会社(会社法第 2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。) 若しくは当該親会社(当該株式会社に親 会社がない場合にあっては、当該株式会社)の子会社(当該株式会社を除く。)若しくは関連 会社(会社計算規則第2条第3項第19号に規定する関連会社をいう。以下同じ。)(当該親 会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。) から多額 の金銭その他の財産上の利益(これらの者から受ける会計監査人(会社法以外の法令の規定 によるこれに相当するものを含む。)としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定 する業務の対価を除く。) を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、そ の内容

 $2 \sim 7$ (略)

改正案	現行
別紙様式第6号(第59条関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第6号(第59条関係) (日本工業規格A4)
((野各)
第 1 (略) 第 2	第 1 (略) 第 2
年度中(年月日現在)中間貸借対照表 (生命保険株式会社)	年度中(年 月 日現在)中間貸借対照表 (生命保険株式会社)
(略) (損害保険株式会社)	(略) (損害保険株式会社)
(略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)~(11) (略) (12) 関係会社(会社計算規則 <u>第2条第3項第22号</u> に規定する関係会社をいう。以下同じ。)の株式又は出資金の総額 (13)~(21) (略) 2~5 (略)	(略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)~(11) (略) (12) 関係会社(会社計算規則 <u>第2条第3項第23号</u> に規定する関係会社をいう。以下同じ。)の株式又は出資金の総額 (13)~(21) (略) 2~5 (略)
(以下略)	(以下略)

改正案	現 行
別紙様式第6号の2(第59条関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第6号の2 (第59条関係) (日本工業規格A4)
((略)
第1 (略) 第2	第 1 (略) 第 2
年度中(年月日現在)中間貸借対照表 (生命保険株式会社)	年度中 (年 月 日現在)中間貸借対照表 (生命保険株式会社)
(略) (損害保険株式会社)	(略) (指害保険株式会社)
(略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)~(11) (略) (12) 関係会社(会社計算規則 <u>第2条第3項第22号</u> に規定する関係会社をいう。以下同じ。)の株式又は出資金の総額 (13)~(21) (略) 2~5 (略)	になるように記載すること。 (1)~(11) (略)
(以下略)	(以下略)

改正案	現 行
別紙様式第6号の3 (第59条関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第6号の3 (第59条関係) (日本工業規格A4)
()	(略)
第1 (略) 第2 中間連結財務諸表 1 (略) 2 中間連結貸借対照表 年度中(年月日現在)中間連結貸借対照表 (1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (略) (2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)~(8) (略)	第1 (略) 第2 中間連結財務諸表 1 (略) 2 中間連結貸借対照表 年度中(年月日現在)中間連結貸借対照表 (1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (略) (2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)~(8) (略)
(9) 関係会社(会社計算規則 <u>第2条第3項第22号</u> に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額 (10)~(18) (略) 3~7 (略)	(9) 関係会社(会社計算規則 <u>第2条第3項第23号</u> に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額 (10)~(18) (略) 3~7 (略)
(以下略)	(以下略)

別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本工業規格A4)

(略)

第1

年度 年 月 日から 事業報告書

 $1 \sim 6$ (略)

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(記載上の注意)

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会 社法施行規則第118条第3号の規定に従い記載すること。

8~10 (略)

第2・3 (略)

第4 年度(年月日現在)貸借対照表

(生命保険株式会社)

(略)

(損害保険株式会社)

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)~(8) (略)

(9) 関係会社(会社計算規則<u>第2条第3項第22号</u>に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(10)~(21) (略)

(22) 会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(23)~(28) (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(生命保険相互会社)

(略)

別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本工業規格A4)

(略)

第1

年度 年 月 日から 事業報告書

 $1 \sim 6$ (略)

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(記載上の注意)

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第127条第1号から第3号までの規定に従い記載すること。

8~10 (略)

第2・3 (略)

第4 年度(年 月 日現在)貸借対照表

(生命保険株式会社)

(略)

(損害保険株式会社)

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)~(8) (略)

(9) 関係会社(会社計算規則<u>第2条第3項第23号</u>に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(10)~(21) (略)

(22) 会社計算規則第2条第3項第72号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(23)~(28) (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(生命保険相互会社)

(略)

(損害保険相互会社) (損害保険相互会社) (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) (略) (略) 第5 第5 年度 年 月 日から) 年度 年 月 日から 年 月 日まで 損益計算書 損益計算書 目まで (生命保険株式会社) (生命保険株式会社) (略) (略) (損害保険株式会社) (損害保険株式会社) (略) (略) (生命保険相互会社) (生命保険相互会社) (略) (略) (損害保険相互会社) (損害保険相互会社) (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 1 (略) 1 (略) 2 関連当事者(規則第17条の9第1項第5号又は規則第29条の5第1項第5号に規定する関 2 関連当事者(規則第17条の9第1項第5号又は規則第29条の5第1項第5号に規定する関 連当事者をいう。) との取引に関する事項を会社計算規則第 112 条の規定に従い記載すること 連当事者をいう。) との取引に関する事項を会社計算規則第 140 条の規定に従い記載すること (相互会社にあっては、同条の規定に準じて記載すること。)。 (相互会社にあっては、同条の規定に準じて記載すること。)。 3 • 4 (略) 3 • 4 (略) (以下略) (以下略)

改 正 案

別紙様式第7号の2 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本工業規格A4)

(略)

第1

年度 年 月 日から 事業報告書

 $1 \sim 6$ (略)

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(記載上の注意)

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社 法施行規則第118条第3号の規定に従い記載すること。

8~10 (略)

第2・3 (略)

第4

年度 (年月日現在)貸借対照表

(生命保険株式会社)

(略)

(損害保険株式会社)

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)~(8) (略)

(9) 関係会社(会社計算規則<u>第2条第3項第22号</u>に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(10)~(21) (略)

(2) 会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(23)~(28) (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(生命保険相互会社)

現行

別紙様式第7号の2 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本工業規格A4)

第1

年度 年 月 日から 事業報告書

(略)

 $1 \sim 6$ (略)

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(記載上の注意)

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社 法施行規則第127条第1号から第3号までの規定に従い記載すること。

8~10 (略)

第2・3 (略)

第4

年度 (年月日現在)貸借対照表

(生命保険株式会社)

(略)

(損害保険株式会社)

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)~(8) (略)

(9) 関係会社(会社計算規則<u>第2条第3項第23号</u>に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(10)~(21) (略)

(2) 会社計算規則<u>第2条第3項第72号</u>に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(23)~(28) (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(生命保険相互会社)

(略)	(略)
(損害保険相互会社)	(損害保険相互会社)
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(略)	(略)
第5	第5
年度 年 月 日から 損益計算書 年 月 日まで	年度 年 月 日から 損益計算書 日まで 日まで 日本で 月 日本で 日本で 月 日まで 日まで 日まで 日まで 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本
年月日まで人	年月日まで人
(生命保険株式会社)	(生命保険株式会社)
(略)	(略)
\ \tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{	
(損害保険株式会社)	(損害保険株式会社)
(略)	(略)
(生命保険相互会社)	(生命保険相互会社)
(暗)	(略)
(損害保険相互会社)	(損害保険相互会社)
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
2 関連当事者(規則第17条の9第1項第5号又は規則第29条の5第1項第5号に規定する関	2 関連当事者(規則第17条の9第1項第5号又は規則第29条の5第1項第5号に規定する関
連当事者をいう。) との取引に関する事項を会社計算規則第 112 条の規定に従い記載すること	連当事者をいう。)との取引に関する事項を会社計算規則第 140 条の規定に従い記載すること
(相互会社にあっては、同条の規定に準じて記載すること。)。	(相互会社にあっては、同条の規定に準じて記載すること。)。
3 · 4 (略)	3 · 4 (略)
U 4 (MI)	
 (以下略)	(以下略)

改正案	現 行
別紙様式第7号の3 (第25条の3及び第59条関係)	別紙様式第7号の3 (第25条の3及び第59条関係)
(日本工業規格A4)	(日本工業規格A4)
(略)	(略)
第1 (略)第2 連結財務諸表1 (略)	第1 (略)第2 連結財務諸表1 (略)
2 連結財務諸表	2 連結財務諸表 年度 (年 月 日現在)連結貸借対照表
年度 (年 月 日現在)連結貸借対照表 (1) (生命保険株式会社及びその子会社等)	年及(年 月 日現任)連結員情対思表 (1) (生命保険株式会社及びその子会社等)
(略)	(略)
(2) (損害保険株式会社及びその子会社等)	(2) (損害保険株式会社及びその子会社等)
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明ら	2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明ら
かになるように記載すること。	かになるように記載すること。
(1)~(II) (略) (12) 関係会社(会社計算規則 <u>第2条第3項第22号</u> に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額 (13)~(21) (略) 3~8 (略)	(1)~(11) (略) (12) 関係会社(会社計算規則 <u>第2条第3項第23号</u> に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額 (13)~(21) (略) 3~8 (略)
(以下略)	(以下略)

改正案	現行
別紙様式第 14 号(第 210 の 10 条関係)	別紙様式第 14 号(第 210 の 10 条関係)
(日本工業規格A4)	(日本工業規格A4)
(略)	(略)
 第1 (略) 第2 中間連結財務諸表 1 (略) 2 中間連結貸借対照表 年度中(年月日現在)中間連結貸借対照表 (1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) 	第1 (略) 第2 中間連結財務諸表 1 (略) 2 中間連結貸借対照表 年度中(年月日現在)中間連結貸借対照表 (1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)
(略)	(略)
(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)	(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)
(略) (記載上の注意)	(略) (記載上の注意)
1 (略)	
2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)~(8) (略) (9) 関係会社(会社計算規則 <u>第2条第3項第22号</u> に規定する関係会社をいう。)の株式又は出	2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)~(8) (略) (9) 関係会社(会社計算規則 <u>第2条第3項第23号</u> に規定する関係会社をいう。)の株式又は出
資金の総額 (11)~(18) (略) 3~7 (略)	資金の総額 (11)~(18) (略) 3~7 (略)
(以下略)	(以下略)

改正案	現 行
別紙様式第 15 号(第 210 条の 10 関係)	別紙様式第 15 号(第 210 条の 10 関係)
(日本工業規格A4)	(日本工業規格A4)
(服各)	(昭各)
第1 (略) 第2 連結財務諸表 1 (略) 2 連結貸借対照表 年度(年月日現在)連結貸借対照表 (1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (略) (2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)~(11) (略)	第1 (略) 第2 連結財務諸表 1 (略) 2 連結貸借対照表 年度(年月日現在)連結貸借対照表 (1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (略) (2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)~(11) (略)
(17) (日7) (日7) (日7) (日7) (日7) (日7) (日7) (日	(17) 関係会社 (会社計算規則 <u>第2条第3項第23号</u> に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額 (13)~[1] (略) 3~8 (略)
(以下略)	(以下略)

改 正 案	現行
別紙様式第 15 号の 2 (第 210 条の 11 関係)	別紙様式第 15 号の 2 (第 210 条の 11 関係)
(日本工業規格A4)	(日本工業規格A4)
年度 年 月 日から 事業報告書 年 月 日まで 事業報告書	年度 年 月 日から 事業報告書 年 月 日まで 事業報告書
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(略)	(略)
$1\sim 6$ (略)	$1\sim 6$ (略)
7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
(記載上の注意)	(記載上の注意)
財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会	財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会
社法施行規則 <u>第118条第3号</u> の規定に従い記載すること。	社法施行規則第127条第1号から第3号までの規定に従い記載すること。
8~10 (略)	8~10 (略)

改正案

別紙様式第16号の17(第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

第1 事業報告書

年度 年 月 日から 事業報告書

 $1 \sim 6$ (略)

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(記載上の注意)

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第118条第3号の規定に従い記載すること。

8~10 (略)

第2·3 (略)

第4 貸借対照表

年度 (年月日現在)貸借対照表

(少額短期保険株式会社)

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 関係会社(会社計算規則<u>第2条第3項第22号</u>に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(7)~(17) (略)

[18] 会社計算規則<u>第2条第3項第51号</u>に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業 年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(19)~(21) (略)

 $2 \sim 6$ (略)

(以下略)

見行

別紙様式第16号の17(第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

第1 事業報告書

年度 年 月 日から 事業報告書

 $1 \sim 6$ (略)

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(記載上の注意)

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第127条第1号から第3号までの規定に従い記載すること。

8~10 (略)

第2・3 (略)

第4 貸借対照表

年度 (年月日現在)貸借対照表

(少額短期保険株式会社)

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 関係会社(会社計算規則<u>第2条第3項第23号</u>に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(7)~(17) (略)

(18) 会社計算規則<u>第2条第3項第72号</u>に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(19)~(21) (略)

 $2 \sim 6$ (略)

(以下略)

改正案	現行
別紙様式第 16 号の 19(第 211 条の 36 第 4 項関係)	別紙様式第 16 号の 19(第 211 条の 36 第 4 項関係)
(日本工業規格A4)	(日本工業規格A4)
(略)	(略)
第1 (略)	第 1 (略)
第2 中間連結財務諸表	第2 中間連結財務諸表
1 (略)	1 (略)
2 中間連結貸借対照表	2 中間連結貸借対照表
年度中 (年 月 日現在)中間連結貸借対照表	年度中 (年 月 日現在)中間連結貸借対照表
(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等	(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明ら	1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明ら
かになるように記載すること。	かになるように記載すること。
(1)~(5) (略)	$(1)\sim(5)$ (略)
(6) 関係会社(会社計算規則 <u>第2条第3項第22号</u> に規定する関係会社をいう。)の株式又は出 資金の総額	(6) 関係会社(会社計算規則 <u>第2条第3項第23号</u> に規定する関係会社をいう。)の株式又は出 資金の総額
(7)~(11) (略)	(7)~(11) (略)
$2 \sim 5$ (略)	$2\sim5$ (略)
(以下略)	(以下略)